

令和 6 年 3 月吉日

PTA 会員のみなさま

市川市立第八中学校
PTA 会長 佐藤 一彦

令和 6 年度 PTA 団体傷害保険の加入見直しについて

春陽の候、皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より P T A 活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

標記の件について第五回 P T A 運営委員会において、PTA 活動中の事故等を補償する団体傷害保険へ、令和 6 年度は加入しないと決定したことを下記のとおりご報告いたします。

記

1. P T A 団体傷害保険とは

PTA 行事や活動で起きた事故について、PTA 会員とその同居親族を補償する保険

2. 加入見直しの理由

- (1) コロナ禍以前より、PTA 活動中の事故等による保険請求の実績がない
- (2) 学校行事はコロナ禍以前の活動に戻りましたが、PTA 活動については内容の見直し等により、危険を伴う活動が減った
- (3) P T A 会費額の見直しのため、年間保険料（約 60,000 円）を削減する

3. P T A 主催のスポーツ大会参加時の補償について

参加を希望される場合は、個人でご加入されている保険等でご対応いただきますようお願いいたします。

4. その他

生徒の学校管理下における事故等は、日本スポーツ復興センターの「災害共済給付制度」に加入し補償されます。

以上

(本件に対する問い合わせ)
八中 P T A 本部
ichikawa8pta@gmail.com